

福岡県公報

平成21年10月21日
第3029号

目次

告示(第1552号 - 第1556号)

土地改良事業計画の変更の同意	(農村整備課) 1
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) 1
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課) 2
道路の供用の開始	(道路維持課) 2
県基幹統計調査の実施	(調査統計課) 2
公 告		
意見募集の結果の公示	(廃棄物対策課) 3
福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開	(漁業管理課) 3
公安委員会		
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課) 3
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課) 4
収用委員会		
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課) 5

告 示

福岡県告示第1552号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業の計画の変更に同意したので、同条第5項において準用する

同法第48条第11項の規定により公告する。

平成21年10月21日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
上毛町	区画整理事業(尻高地区)	平成21年10月2日

福岡県告示第1553号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成16年2月福岡県告示第339号甘木都市計画下水道事業甘木特定環境保全公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年10月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 施行者の名称
朝倉市
- 都市計画事業の種類及び名称
甘木都市計画下水道事業甘木特定環境保全公共下水道
- 事業施行期間
平成16年2月17日から平成28年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
平成16年福岡県告示第339号の事業地のうち、合併により住所表示に大字がなくなったため、字名を表示する。
朝倉市長谷山字中河原、字河原田、字井手口、字観音山、字平林。
朝倉市秋月字魚町、字中町、字新富、字梅ヶ谷、字石原、字三光。
朝倉市秋月野鳥字管ノ谷、字堅小路、字館ノ尾、字館ノ裏。
朝倉市上秋月字字平山、字野添、字町分、字宮ノ尾、字七夕田、字立園、字中村前、字光竹、字中島、字片峰、字森園、字四郎丸。

朝倉市千手字川奈引および字谷口の各字の一部。

(2) 使用の部分 なし

福岡県告示第1554号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年10月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

糸島郡二丈町大字吉井字栗崎3993の1から3993の5まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

福岡県告示第1555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年10月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年10月21日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	飯塚間線	福津市上西郷331番1先から 福津市字四角2908番1先まで

福岡県告示第1556号

福岡県統計調査条例（平成20年福岡県条例第35号）第2条第2項に規定する県基幹統計調査を次のとおり実施する。

平成21年10月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調査の名称

調査の名称は、福岡県人口移動調査とする。

2 調査の目的

この調査は、国勢調査から次回の国勢調査までの間における県内市町村の年齢別人口及び世帯数並びに転入者・転出者の移動状況を月ごとに把握し、行政諸施策の立案・推進等に資することを目的とする。

3 調査対象の範囲

福岡県全域とする。

4 報告を求める事項

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき作成する住民票に記載又は消除した日本人及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき登録申請又は登録証明書を返納した外国人の移動人口情報により、次の事項の報告を求める。

(1) 月間人口動態、住民基本台帳の人口及び世帯数

(2) 月間個人別出生者

(3) 月間個人別死亡者

(4) 月間個人別転入者

(5) 月間個人別転出者

5 基準となる期日

毎月末日現在で当月1か月間の移動人口について行う。

6 報告を求める者

県内全市町村長とする。

7 報告を求めるために用いる方法

調査票を作成し提出する方法又は県が指定する仕様により磁気媒体を作成し提出する方法のいずれかとする。

8 報告を求める期間

平成21年10月1日から平成22年9月30日までの各月の移動人口情報を各月の翌月10日までに報告するものとする。

9 集計事項

月間人口動態、住民基本台帳の人口及び世帯数、月間個人別出生者（国籍、性別、出生年月）、月間個人別死亡者（国籍、性別、死亡者の出生年月）、月間個人別転入者（国籍、性別、出生年月、従前の住所地等）並びに月間個人別転出者（国籍、性別、出生年月、転出先の住所地等）を集計する。

10 調査結果の公表期日

「福岡県の人口と世帯（推計）」月報を各月の翌月末に公表し、「福岡県の人口と世帯年報 - 福岡県人口移動調査結果報告 -」を平成23年3月に公表する。

11 公表方法

県ホームページへの掲載（ふくおかデータウェブ）並びに調査統計課資料室、県民情報センター及び県立図書館で閲覧に供するものとする。

12 福岡県統計調査条例に基づく県基幹統計調査であること

この調査は、福岡県統計調査条例第2条第2項に規定する「県基幹統計調査」であるため、同条例第3条第2項に基づく報告義務及び同条例第16条第1号に基づく報告義務違反に対する罰則の適用対象となる。

公 告

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、平成21年7月6日から平成21年8月5日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成21年10月2日に公布しました。

平成21年10月21日

福岡県知事 麻 生 渡

問い合わせ先

環境部廃棄物対策課施設第二係

電話：092 - 643 - 3364

メールアドレス：haiiki@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号。以下「新規則」という。）第48条第4項及び福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則（平成20年福岡県規則第23号）による改正前の福岡県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第49条第4項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成21年10月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 不利益処分根拠となる法令の条項

新規則第48条第1項

旧規則第49条第1項

2 聴聞の期日及び場所

平成21年10月28日 午後1時30分

福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁北棟4階
海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092 - 643 - 3030

郵便による場合のあて先

郵便番号812 - 8577（福岡県庁）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第307号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年10月21日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成21年11月17日（火）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第308号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年10月21日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成21年11月11日（水） 13:30～16:30	福岡市西区今宿町106番地1 西警察署 会議室	西 警 察 署
平成21年11月25日（水） 13:30～16:30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久 留 米 警 察 署
平成21年11月27日（金） 13:30～16:30	北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	小 倉 北 警 察 署
平成21年11月27日（金） 13:30～16:30	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田 川 警 察 署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。

- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所
地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限
り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決
定したので、公告する。

平成21年10月21日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

北九州市

2 事業の種類

県道長行田町線改築工事（北九州市小倉南区蒲生四丁目地内から同区大字蒲生字鳥
越地内まで）及び県道曾根鞆ヶ谷線改築工事（北九州市小倉南区大字蒲生字鳥越地内
から同市小倉北区熊谷五丁目地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積 [() は公簿地積]
北九州市小倉南区 大字蒲生	1100番	墓地	1,925.92 (753) 平方メートルのうち、収用しよ うとする土地の面積300.51平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土
地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

下蒲生共有地管理組合

上記代表者 会長理事 山口槌夫

北九州市小倉南区蒲生二丁目11番26号

ただし、土地登記記録権利部（甲区）権利者その他の事項欄記載

共有者

大江俊則（持分3分の1）

北九州市小倉北区南丘二丁目8番15号

中村保文（持分3分の1）

北九州市小倉南区蒲生二丁目7番16号

長畑岩徳（持分3分の1）

北九州市小倉南区蒲生二丁目7番39号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

中川幸三郎

北九州市小倉南区蒲生二丁目7番3号

墓地使用权

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成21年9月25日